

伊豆中央道 修善寺道路回数券レイアウト

別紙

レイアウト抜粋

道路名	伊豆中央道 修善寺道路	160回券	該当	数量及び額面	
区間	全線		○	数量	9,200冊
車種	普通車			金額	16,250円

表紙	表紙裏面	2枚目以降
<p style="text-align: center;">様 TA 240000 伊豆中央道 修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">全線普通車 160回券</p> <p>回数券をお買い上げいただきありがとうございました。 次回も回数券をご利用ください。</p> <p style="text-align: center;">— ご利用について —</p> <p>○料金所では「一時停止」のうえ本回数券を係員にお渡しください。</p> <p>○本回数券は、券面表示の車種、道路又は区間以外の通行には使用できません。</p> <p>○本回数券購入者は、特に次の点に御注意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 次のような場合には回数券を無効として回収いたします。 <ol style="list-style-type: none"> (1)券面表示事項が不明となった回数券を使用したとき。 (2)券面表示事項をぬり消し、又は変改して使用したとき。 (3)その他不正通行の手段として使用したとき。 本回数券は原則として払い戻しはいたしません。切りはなした回数券の払い戻しはいたしません。 本回数券は紛失しても再発行いたしません。 <p style="text-align: center;">様 TA 240000 伊豆中央道 修善寺道路回数券領収書 全線 160回券</p> <p style="text-align: center;">¥16,250</p> <p>消費税率10% 普通車 内消費税 1,477円</p> <p>年月日 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546</p> <p style="text-align: center;">様 TA 240000 伊豆中央道 修善寺道路回数券領収書(控) 全線 160回券</p> <p style="text-align: center;">¥16,250</p> <p>消費税率10% 普通車 内消費税 1,477円</p> <p>年月日 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546</p>	<p style="text-align: center;">↓綴じしろ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">回数券約款(抜粋)</p> <p>(略)</p> <p>第3条 回数券は、1巻料をもって各車種の車輦1台が通行1回に限り券面表の車種に限り使用することができる。</p> <p>2. 通行料金を「以下料金」というの額に発生があったときは会社本部に必要と認められた場合に限り、発券後の料金と発生後の料金の額との差額を支払って、料金の発生額に発生された回数券を使用することができる(適用期間)</p> <p>第4条 回数券の適用期間は、会社が適用開始の日を指定する場合を除き、回数券の発券日から料金の徴収期間の満了日までとする。ただし、次の各号の1に該当する事由が発生した時は、当該事由が発生した日の前日までとする。</p> <p>1. 当該回数券が廃止されたとき</p> <p>2. 法令又は、これに基づき行政処分等により表示の車種の通行が禁止されたとき</p> <p>3. 料金の額に変更があったとき</p> <p>4. 料金の額に変更があったため、第3条第2項の規定により差額を支払って使用する回数券の適用期間は、料金の額に変更があった日から6か月以内とする(払い戻し)</p> <p>第5条 発生した回数券は、払い戻しをしない。ただし、次の各号の1に該当する払い戻しを行うことができる。</p> <p>1. 料金の徴収期間が満了したとき</p> <p>2. 第3条第1項ただし書きに該当する事由が発生したとき</p> <p>3. 適用期間の満了により回数券が不要となったとき</p> <p>4. 使用者の都合で回数券が不要となったとき</p> <p>5. 前各号に掲げる場合のほか、会社が必要と認めるとき</p> <p>2. 前項ただし書きの規定により会社がい戻しを行う場合は、冊子単位を原則とする。</p> <p>(払い戻し期間)</p> <p>第9条 回数券の払い戻し期間は、第7条第3項各号に掲げる事由が発生した日から、発券として3か月とする。</p> <p>(払い戻し場所)</p> <p>第10条 回数券払い戻しの場所は、所轄管理センター又は券面表の発行道路の管理事務所若しくは支店所及び会社の指定する場所とする。</p> <p>(払い戻し額)</p> <p>第11条 第7条第1項ただし書きの場合の回数券の払い戻しの額は、次の各号に定めるところにより決定した額とする。</p> <p>1. 第7条第1項第1号から第3号までに該当する場合</p> <p>払い戻し額：回数券の冊子1冊当りの発券価格 × 未使用の回数券の枚数とし、払い戻し額が生じた10円未満の端数は切り捨てる</p> <p>2. 第7条第1項第4号に該当する場合</p> <p>払い戻し額：回数券の冊子1冊当りの発券価格 × 未使用の回数券の枚数 × 手数料とし、払い戻し額が生じた10円未満の端数は切り捨てる</p> <p>3. 第7条第1項第5号に該当する場合</p> <p>払い戻し額：回数券の冊子1冊当りの発券価格 × 未使用の回数券の枚数 × 手数料とし、払い戻し額が生じた10円未満の端数は切り捨てる</p> <p>4. 第7条第1項第6号に該当する場合</p> <p>払い戻し額：回数券の冊子1冊当りの発券価格 × 未使用の回数券の枚数 × 手数料とし、払い戻し額が生じた10円未満の端数は切り捨てる</p> </div>	<p style="text-align: center;">↓綴じしろ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">伊豆中央道 修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">全線 TA 240000</p> <p style="text-align: center;">5 (普)</p> <p style="text-align: center;">料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p style="text-align: center;">伊豆中央道 修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">全線 TA 240000</p> <p style="text-align: center;">4 (普)</p> <p style="text-align: center;">料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p style="text-align: center;">伊豆中央道 修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">全線 TA 240000</p> <p style="text-align: center;">3 (普)</p> <p style="text-align: center;">料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p style="text-align: center;">伊豆中央道 修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">全線 TA 240000</p> <p style="text-align: center;">2 (普)</p> <p style="text-align: center;">料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p style="text-align: center;">伊豆中央道 修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">全線 TA 240000</p> <p style="text-align: center;">1 (普)</p> <p style="text-align: center;">料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> </div>

ホケラムテープ (2mm)

※ 回数券約款(抜粋)は、縦160mmを限度としてなるべく拡大して表示すること。

ホケラムテープ (2mm)

作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。

備考 11回券は1枚、その他は冊子形式として、冊子には最終ページに台紙(厚紙)を添付すること。

券片には1から回数券枚数分の連番番号(逆順・白抜き文字(地紋と同様に文字の背面に記載))を付すこと。

修善寺道路回数券レイアウト

別紙

レイアウト抜粋

道路名	修善寺道路	160回券	該当	数量及び額面	
区間	修善寺 - 熊坂		○	数量	300冊
車種	普通車			金額	8,800円

表紙	表紙裏面	2枚目以降
<p>様 TA 240000 修善寺道路回数券 修善寺-熊坂 普通車 160回券</p> <p>回数券をお買い上げいただきありがとうございました。 次回も回数券をご利用ください。</p> <p>—— ご利用について ——</p> <p>○料金所では「一時停止」のうえ本回数券を係員にお渡しください。</p> <p>○本回数券は、券面表示の車種、道路又は区間以外の通行には使用できません。</p> <p>○本回数券購入者は、特に次の点に御注意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次のような場合には回数券を無効として回収いたします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 券面表示事項が不明となった回数券を使用したとき。 (2) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。 (3) その他不正通行の手段として使用したとき。 2. 本回数券は原則として払い戻しはいたしません。 3. 切りはなした回数券の払い戻しはいたしません。 4. 本回数券は紛失しても再発行いたしません。 <p>様 TA 240000 修善寺道路回数券領収書 修善寺-熊坂 160回券 ¥8,800</p> <p>消費税率10% 普通車 内消費税 800円 上記金額正に領収いたしました。</p> <p>年月日 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546</p> <p>様 TA 240000 修善寺道路回数券領収書(控) 修善寺-熊坂 160回券 ¥8,800</p> <p>消費税率10% 普通車 内消費税 800円 上記金額正に領収いたしました。</p> <p>年月日 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546</p>	<p>↓綴じしろ</p> <p>回数券約款(抜粋)</p> <p>(他 力)</p> <p>第3条 回数券は、1冊をもちて券面表示の車両1台が通行1回に限り券面表示の事項に従って使用することができる。</p> <p>2 通行料を「戻付料金」というものの額に変更があったときは会社が必要かつ合理的な場合に限り、乗車前の特等券と変更後の特等券の額との差額を支払って、特等券の額を決定する回数券を使用することができる。</p> <p>(通期期間)</p> <p>第1条 回数券の通期期間は、会社が通期開始の日を特に指定する場合を除き、回数券の発売日から特等券の有効期間の満了の日までとする。ただし、次の各号の1に該当する事由が発生した時は、当該事由の発生した日の前日までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該回数券を廃止されたとき 2 法令又は、これに基づき行旅処分等により表示の車種の通行が禁止されたとき <p>1 特等券の額に変更があったとき</p> <p>2 特等券の額に変更があったため、第3条第2項の規定により差額を支払って使用する回数券の通期期間は、特等券の額に変更があった日から前号の日以内とする。(払い戻し)</p> <p>第7条 発売した回数券は、払い戻しをしない。ただし、次の各号の1に該当する払い戻しをすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特等券の有効期間が満了したとき 2 第1条第2項に規定する事由が発生したとき 3 開通区間の延長により回数券が不要となったとき 4 使用者の都合で回数券が不要となったとき 5 前各号に掲げる場合のほか、会社が必要かつ合理的と認めるとき <p>2 前号に規定する事由の発生により会社が払い戻しを行う場合は、冊子単位を原則とする。</p> <p>(払い戻し期間)</p> <p>第9条 回数券の払い戻し期間は、第7条第2項各号に掲げる事由が発生した日から、期間として3か月とする。</p> <p>(払い戻し場所)</p> <p>第10条 回数券の払い戻し場所は、道路管理センター又は券面表示の有期道路管理事務所若しくは営業所及び会社の指定する場所とする。</p> <p>(払い戻し額)</p> <p>第11条 第7条第2項に規定する事由の発生による回数券の払い戻し額は、次の各号に定めるところにより算定された額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第7条第1項第1号から第3号までに該当する場合 払い戻しの額 = 特等券の額 - 未使用の特等券の枚数 × 未使用の特等券の枚数 2 第7条第1項第4号に該当する場合 払い戻しの額 = 特等券の額 - 未使用の特等券の枚数 × 未使用の特等券の枚数 3 第7条第1項第5号に該当する場合 払い戻しの額 = 特等券の額 - 未使用の特等券の枚数 × 未使用の特等券の枚数 <p>ただし、第7条第2項に規定する事由の発生による場合は、払い戻しの理由により会社令第2号の定めを適用する。</p> <p>2 前項第2号の場合の戻付料は、払い戻しの額 回数券の額 - 未使用の特等券の枚数 × 未使用の特等券の枚数 回数券の額 - 未使用の特等券の枚数 × 未使用の特等券の枚数</p> <p>の額とし、10円未満の端数は切り捨てる。</p>	<p>↓綴じしろ</p> <p>修善寺道路回数券 修善寺-熊坂 TA 240000 5 普</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p>修善寺道路回数券 修善寺-熊坂 TA 240000 4 普</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p>修善寺道路回数券 修善寺-熊坂 TA 240000 3 普</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p>修善寺道路回数券 修善寺-熊坂 TA 240000 2 普</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p>修善寺道路回数券 修善寺-熊坂 TA 240000 1 普</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p>← 緑の帯(10mm) →</p>

和がラムテープ(2mm)

※ 回数券約款(抜粋)は、縦160mmを限度としてなるべく拡大して表示すること。

和がラムテープ(2mm)

作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。

備考 11回券は1枚、その他は冊子形式として、冊子には最終ページに台紙(厚紙)を添付すること。

券片には1から回数券枚数分の連番号(逆順・白抜き文字(地紋と同様に文字の背面に記載))を付すこと。

はまゆう大橋回数券レイアウト

別紙

レイアウト抜粋

道路名	浜名湖新橋		該当	数量及び額面	
区間	全線	60回券		数量	300冊
車種	普通車			金額	10,500円

表紙	表紙裏面	2枚目以降
<p>様 XA 240000 はまゆう大橋 回数券</p> <p>普通車 普</p> <p>60回券</p> <p>回数券をお買い上げいただきありがとうございました。 次回も回数券をご利用ください。</p> <p>—— ご利用について ——</p> <p>○料金所では「一時停止」のうえ本回数券を係員にお渡しください。</p> <p>○本回数券は、券面表示の車種、道路又は区間以外の通行には使用できません。</p> <p>○本回数券購入者は、特に次の点に御注意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 次のような場合には回数券を無効として回収いたします。 <ol style="list-style-type: none"> (1)券面表示事項が不明となった回数券を使用したとき。 (2)券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。 (3)その他不正通行の手段として使用したとき。 本回数券は原則として払い戻しはいたしません。 切りはなした回数券の払い戻しはいたしません。 本回数券は紛失しても再発行いたしません。 <p>様 XA 240000 はまゆう大橋 回数券領収書</p> <p>60回券</p> <p>¥10,500 普通車 普</p> <p>(消費税率10% 内消費税 954円)</p> <p>年月日 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546</p> <p>様 XA 240000 はまゆう大橋 回数券領収書(控)</p> <p>60回券</p> <p>¥10,500 普通車 普</p> <p>(消費税率10% 内消費税 954円)</p> <p>年月日 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546</p>	<p>↓綴じしろ</p> <p>回数券約款(抜粋)</p> <p>(効力) 第3条 回数券は、1冊片をもって券面表示の車種1台が通行1回に限り券面表示事項に従って使用することとなる。</p> <p>第4条 通行料金(以下「料金」という。)の額に変更があったときは会社側に必要があることとなる場合に限り、変更後の料金の額と変更後の料金の額との差額を支払って、料金の差額に充てられた回数券を使用することができる。</p> <p>(適用期間) 第1条 回数券の適用期間は、会社通用開始の日を特定する場合を除き、回数券の発売日から料金の徴収期間の満了の日とする。ただし、次の各号の1に該当する事由が発生した時は、当該事由が発生した日の前日とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 当該回数券が廃止されたとき 法令又は、これに基づく行政処分等により表示の車種の通行が廃止されたとき 料金の額に変更があったとき <p>第2条 料金の額に変更があったため、第3条第2項の規定により差額を支払って使用する回数券の適用期間は、料金の額に変更があった日から3か月以内とする。</p> <p>(払い戻し) 第7条 発売した回数券は、払い戻しをしない。ただし、次の各号の1に該当する払い戻しをすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 料金の徴収期間が満了したとき 第7条第1項ただし書に該当する事由が発生したとき 通過区間の延長により回数券が不要となったとき 使用者の都合で回数券が不要となったとき 前各号に掲げる場合のほか、会社が必要があることとなるとき <p>第8条 前項ただし書の規定により会社が払い戻しを行う場合は、電子単位を原則とする。</p> <p>(払い戻し期間) 第9条 回数券の払い戻し期間は、第7条第1項各号に掲げる事由が発生した日から、原則として3か月とする。</p> <p>(払い戻し場所) 第10条 回数券の払い戻し場所は、所轄管理センター又は券面表示の有料道路の管理事務所若しくは営業所及び会社の指定する場所とする。</p> <p>(払い戻し額) 第11条 第7条第1項ただし書の場合の回数券の払い戻し額は、次の各号に定めることにより特定される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第7条第1項第1号から第3号までに該当する場合 払い戻し額 = 回数券の額(電子単位) × 未使用の回数券の枚数 払い戻し額 = 回数券の額(電子単位) × 未使用の回数券の枚数 × 100円未満の端数は切り捨てる 第7条第1項第4号に該当する場合 払い戻し額 = 回数券の額(電子単位) × 未使用の回数券の枚数 × 100円未満の端数は切り捨てる <p>第12条 払い戻し額 = 回数券の額(電子単位) × 未使用の回数券の枚数 × 100円未満の端数は切り捨てる</p> <p>第13条 払い戻し額 = 回数券の額(電子単位) × 未使用の回数券の枚数 × 100円未満の端数は切り捨てる</p> <p>第14条 払い戻し額 = 回数券の額(電子単位) × 未使用の回数券の枚数 × 100円未満の端数は切り捨てる</p>	<p>↓綴じしろ</p> <p>XA 240000 はまゆう大橋回数券</p> <p>普通車 5 普</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 通行片道1回限り 静岡県道路公社 XA 240000</p> <p>はまゆう大橋回数券</p> <p>普通車 4 普</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 通行片道1回限り 静岡県道路公社 XA 240000</p> <p>はまゆう大橋回数券</p> <p>普通車 3 普</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 通行片道1回限り 静岡県道路公社 XA 240000</p> <p>はまゆう大橋回数券</p> <p>普通車 2 普</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 通行片道1回限り 静岡県道路公社 XA 240000</p> <p>はまゆう大橋回数券</p> <p>普通車 1 普</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 通行片道1回限り 静岡県道路公社</p> <p>赤の帯(10mm)</p>

ホケラムテープ(2mm)

※ 回数券約款(抜粋)は、縦160mmを限度としてなるべく拡大して表示すること。

ホケラムテープ(2mm)

作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。

備考 11回券は1枚、その他は冊子形式として、冊子には最終ページに台紙(厚紙)を添付すること。

券片には1から回数券枚数分の連番号(逆順・白抜き文字(地紋と同様に文字の背面に記載))を付すこと。

伊豆スカイライン通行券レイアウト

レイアウト抜粋

区間	熱海⇄天城高原	項目	図案	備考				
区間 熱海⇄天城高原	車種 二輪自動車	券種 通行券	金額 580円	580円	○	20,200		<p>なお、通行券の起点(熱海峠)及び終点(天城高原)は太線・太字とすること。</p> <p>出口で本券を切り取ります。</p> <p>途中退出前途無効</p>
区間 熱海⇄天城高原	車種 軽自動車 小型自動車 普通自動車	券種 通行券	金額 1,000円	1,000円	○	60,000		<p>出口で本券を切り取ります。</p> <p>途中退出前途無効</p>
区間 熱海⇄天城高原	車種 マイクロバス	券種 通行券	金額 2,500円	2,500円	○			<p>出口で本券を切り取ります。</p> <p>途中退出前途無効</p>
区間 熱海⇄天城高原	車種 乗合型(その他) 最大積載量5ト以上 車両総重量8ト以上	券種 通行券	金額 4,040円	4,040円	○			<p>出口で本券を切り取ります。</p> <p>途中退出前途無効</p>
区間 熱海⇄天城高原	車種 二輪自動車	券種 割引通行券	金額 290円	290円	○			<p>出口で本券を切り取ります。</p> <p>途中退出前途無効</p>
区間 熱海⇄天城高原	車種 軽自動車 小型自動車 普通自動車	券種 割引通行券	金額 500円	500円	○	900		<p>出口で本券を切り取ります。</p> <p>途中退出前途無効</p>
合計	81,100	(3券種)	(注意) 作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。					

伊豆スカイライン通行券レイアウト(往復)

レイアウト抜粋

区間	熱海 峠 ←→ 天城高原	備考
該当枚数	700	
項目	<p>熱海 峠 ↔ 天城高原</p> <p>天城高原 二輪自動車</p> <p>券種 通行券</p> <p>金額 870円</p>	<p>フルカラー(コピー牽制パターン・マイクロ文字等の偽造防止を施すこと)</p>
図案		
	<p>【裏面】</p> <p>熱海 峠 ↔ 天城高原</p> <p>二輪自動車</p> <p>使用上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 途中退出する場合未使用区間について無効となり出口券を回収します。 未使用区間については天災、または道路管理者の都合による他は払い戻しはいたしません。 券面表示事項をぬり消し又は改変して使用したときは、無効として回収し、所定の料 有効期限は使用初日から1年間です。 <p>往路分 580円 復路分 290円</p> <p>往路分 580円 復路分 290円</p>	
該当枚数	3,100	
項目	<p>熱海 峠 ↔ 天城高原</p> <p>軽自動車 小型自動車 普通自動車</p> <p>券種 通行券</p> <p>金額 1,500円</p>	<p>フルカラー(コピー牽制パターン・マイクロ文字等の偽造防止を施すこと)</p>
図案		
	<p>【裏面】</p> <p>熱海 峠 ↔ 天城高原</p> <p>使用上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 途中退出する場合未使用区間について無効となり出口券を回収します。 未使用区間については天災、または道路管理者の都合による他は払い戻しはいたしません。 券面表示事項をぬり消し又は改変して使用したときは、無効として回収し、所定の料 有効期限は使用初日から1年間です。 <p>往路分 1000円 復路分 500円</p> <p>往路分 1000円 復路分 500円</p>	
該当枚数	3,750	
項目	<p>熱海 峠 ↔ 天城高原</p> <p>マイクロバス</p> <p>券種 通行券</p> <p>金額 3,750円</p>	<p>地紋はフルカラー(富士山、桜、IZU SKY LINE)</p>
図案		
	<p>【裏面】</p> <p>熱海 峠 ↔ 天城高原</p> <p>使用上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 途中退出する場合未使用区間について無効となり出口券を回収します。 未使用区間については天災、または道路管理者の都合による他は払い戻しはいたしません。 券面表示事項をぬり消し又は改変して使用したときは、無効として回収し、所定の料 有効期限は使用初日から1年間です。 <p>往路分 2500円 復路分 1250円</p> <p>往路分 2500円 復路分 1250円</p>	
合計	3,800 (2券種)	(注意) 作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。

伊豆スカイライン回数券レイアウト

区間	熱海 峠 ←→ 亀石 峠 (75回券)	図案	備考
該当	枚数 100	項目	
区間	熱海 峠 ↔ 亀石 峠		1枚目 ※区間の「←→」は両端矢印(↔)で表示すること
車種	軽自動車 小型自動車 普通自動車		2枚目
券種	回数券		3枚目 車種: 赤字
金額	25,800円		3枚目(裏面) 車種: 赤字
区間	熱海 峠 ↔ 亀石 峠		4枚目(以下所定枚数まで添付) ※最終頁は台紙(厚紙)添付 車種: 赤字
車種	軽自動車 小型自動車 普通自動車		
券種	回数券		
金額	25,800円		
合計	100 (1券種)	(注意) 作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。	

箱根スカイライン通行券レイアウト

レイアウト抜粋

区間	枚数	全線	図案	備考
○	3,600	全線 車種 二輪自動車 券種 通行券 金額		
○	13,300	全線 車種 軽自動車 小型自動車 普通自動車 券種 通行券 金額		
○	200	全線 車種 マイクロバス 券種 通行券 金額		
○	200	全線 車種 乗合型(その他) 最大積載量5t以上 車両総重量8t以上 券種 通行券 金額		
○	200	全線 車種 二輪自動車 券種 割引通行券 金額		
○	200	全線 車種 軽自動車 小型自動車 普通自動車 券種 割引通行券 金額		
合計	17,700	(6券種)	(注意) 作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。	

箱根スカイライン回数券レイアウト

レイアウト抜粋

区間	全線	(11回券)	備考
枚数	200	車種 無し 券種 金額	1枚目 領収書(控) VA 2400000 ¥ (11回券) (10%適用 円うち消費税 円) 車種 区間 全線 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546
車種		券種 金額	2枚目 領収書 VA 2400000 ¥ (11回券) (10%適用 円うち消費税 円) 車種 区間 全線 上記金額正に領収いたしました 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546
車種		券種 金額	3枚目 箱根スカイライン 回数券 ¥ (11回券) 車種 区間 全線 年 月 日発行 静岡県道路公社
車種		券種 金額	3枚目(裏面) = 御使用について = 1. 券面使用区間の途中で自動車道を退出される場合は前途無効です。 2. 回数券の表示事項を消し、又は改ざんして使用されたとき、その他不正に使用されたときは所定金額のほか、そのときの倍額に相当する罰料金を併せていただきます。 3. 切りはなした回数券の払い戻しはいたしません。
車種		券種 金額	4枚目(以下所定枚数まで添付) 箱根スカイライン 回数券 VA 2400000 - 001 車種 区間 全線 静岡県道路公社 ホログラムテープ(2mm幅) 枝番号は1~所定枚数まで連番号 ※最終頁は台紙(厚紙)添付 地紋: 緑色 HAKONE-SKYLINE繰返し
合計	200	(1券種)	(注意) 作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。